

幼児教育・保育の無償化に伴う申請の案内

このパンフレットは、令和6年4月以降の認可外保育施設等（※）の利用料について無償化を希望する小田原市在住の方に向けた申請手続きの案内です。

認可外保育施設等については、子育てのための施設等利用給付という給付制度の中で無償化が実施されます。

※認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことです。

【問い合わせ先】

〒250-8555

小田原市荻窪 300 番地

小田原市 保育課 保育係

（小田原市役所 5 階・赤通路）

TEL : 0465-33-1451

案内内容

1	子育てのための施設等利用給付の対象者について	P.2
2	子育てのための施設等利用給付の対象となる施設・サービスについて	P.3
3	子育てのための施設等利用給付の金額について	P.4
4	子育てのための施設等利用給付の手続きの流れについて	P.4
5	子育てのための施設等利用給付の認定申請の提出について	P.6
6	小田原市内で無償化の対象となる認可外保育施設・サービス一覧	P.8

提出書類

1	子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号） ※保護者分（父母がいる場合父母両方）の保育の必要性を証明する書類を必ず添付すること。
2	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

★認定申請時期★

→ 認定開始を希望する日より前に申請

※申請日より前に遡っての認定は原則致しません。

※なるべく認定開始希望日の10日以上前にはご提出ください。

※4月からの希望の場合には、審査事務に時間を要するため、

令和6年3月8日（金）までにはご提出ください。

（提出が間に合わない場合は、保育課にご相談ください。）

幼稚園・認定こども園 を利用する方

この冊子の案内では、幼稚園または認定こども園（幼稚部）に在籍する子どもについての説明を省略しています。

これらの施設を利用している方については、施設を通して市から別途手続きの案内を配布しておりますので、そちらをご確認ください。

★提出先★

→ 小田原市役所保育課（市役所本庁舎5階）

※市外の方が小田原市の施設・サービスを利用している場合は、お住いの自治体で説明を受け、手続きをしてください。

1 子育てのための施設等利用給付の対象者について

認可外保育施設等を利用した場合、「子育てのための施設等利用給付」（以下「施設等利用給付」といいます。）として、利用料に対する給付を市から受けることができます。

認可外保育施設等の利用に対する施設等利用給付を受けることができる対象者は、次の①～③の全てにあてはまる方です。

市へ施設等利用給付の認定申請を行い、認定がされた期間の利用料が給付の対象となります。

①無償化対象施設・サービスを受ける子どもが、次のいずれかに該当する。

- A. 満3歳になってから最初の3月31日を経過しており、小学校就学前までの子どもである。（令和6年4月1日時点で既に3歳以上である。）
- B. 0歳から満3歳以降最初の3月31日までの年齢で、住民税非課税世帯（※）の子どもである。（令和6年4月1日時点で3歳未満である。）

※4月～8月分までは令和5年度の住民税、9月～3月分は令和6年度の住民税で判断

②無償化対象施設・サービスを受ける子どもが、保育所、地域型保育（小規模保育事業など）、認定こども園（保育部）、企業主導型保育の施設に入所していない。

③無償化対象施設・サービスを受ける子どもの保護者が、「保育を必要とする事由」に該当する。（父母がいる場合、父母両方が該当すること。）



保育を必要とする事由とは？

●就労している場合

（**1ヶ月15日以上かつ60時間以上の就労**が最低条件）

●妊娠中や出産後間もない場合

（出産（予定）日を基準として産前産後8週の属する月の期間）

●病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合

●親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合

●地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合

●求職活動をしている場合（3か月間）

●就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）

○育児休業により上の子が引き続き利用する場合（認可外保育施設在園児）

2 子育てのための施設等利用給付の対象となる施設・サービスについて

認可外保育施設等の利用に対する施設等利用給付の対象となる施設・サービスは、以下のものであります。最終的に、事業者からの申請に基づき市が無償化の対象として確認ができたものを対象とします。

具体的な施設名・事業所名については、確認が完了したものを、小田原市ホームページで公表しています。令和5年7月時点で市内で確認の完了している施設は、P.8 のとおりです。

市外の施設・サービスについても対象となります。施設の所在する自治体で無償化の対象であることの確認を受けていることが必要になります。

入園料、実費（通園送迎費、食材料費、行事費など）は対象外となります。

対象施設・サービス	備考
認可外保育施設 事業所内にある託児施設やベビーシッターも対象です。	<ul style="list-style-type: none">都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられています。月極め利用、一時利用、いずれも対象
※「企業主導型保育事業」について	<ul style="list-style-type: none">施設等利用給付とは別の枠組みにより無償化が実施されます。利用料の詳細や手続きについては施設にお問い合わせください。場合によっては、施設等利用給付認定とは別の市が認定する「子どものための教育・保育給付」認定を受けるように案内される場合があります。企業主導型保育事業の施設に入所している場合、その他のサービスの利用については、施設等利用給付の対象外となります。
一時預かり事業	認可保育所や小規模保育事業で実施しているもののほか、市が対象と認めたもの。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	<ul style="list-style-type: none">援助を行う会員が①緊急救命講習②事故防止に関する講習を受講していること。送迎のみの利用は対象外
病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none">送迎に要する費用は対象外
上記のほか、幼稚園や認定こども園の預かり保育事業が対象となります。 幼稚園または認定こども園（幼稚部）に在籍する子どもについては、施設を通して市から別途手続きの案内を配布しておりますので、そちらをご確認ください。	

3 子育てのための施設等利用給付の金額について

認可外保育施設等の利用に対する施設等利用給付の金額については、次の表の上限額と、実際に支払った額を比較して低い方を給付額とします。複数の施設やサービスを利用した場合、実際に支払った額の合算額と下の表の上限額を比較して、低い方を給付額とします。

※実際に支払った額に無償化対象外の部分の料金が含まれる場合、その分は除いて計算します。

子どもの区分	上限額（子ども1人あたり）
満3歳になってから最初の3月31日を経過しており、小学校就学前までの年齢の子ども (令和6年4月1日時点で既に3歳以上である。)	月額 37,000円
満3歳以降最初の3月31日までの間の年齢で、 <u>住民税非課税世帯</u> の子ども (令和6年4月1日時点で3歳未満である。)	月額 42,000円
幼稚園または認定こども園（幼稚部）に在籍する子どもについては、上限額や算定方法が異なります。施設を通して市から別途手続きの案内を配布しておりますので、そちらをご確認ください。	

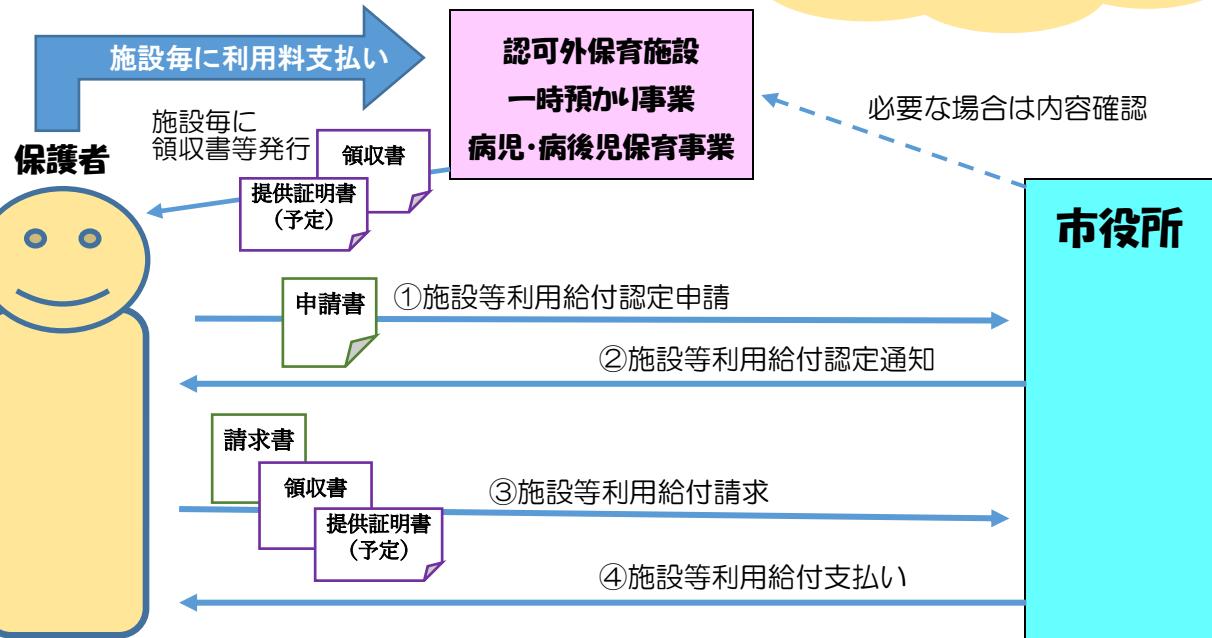
4 子育てのための施設等利用給付の手続きの流れについて

認可外保育施設等の利用に対する施設等利用給付を受けるためには、次の流れで手続きを行っていただく必要があります。

- ① 市に施設等利用給付の認定申請をする。**※認定開始を希望する日より前に。**
(すでに、認可保育所などの利用申込中で、「子どものための教育・保育給付」の2号・3号認定を受けている場合は、「みなし認定」により認定申請不要で認定を受けられる場合がありますので、市にお問い合わせください。)
- ② 市から施設等利用給付の認定通知を受ける。
- ③ 利用する施設やサービスの利用料の領収書やもらった各種証明書を保管しておく。
- ④ 市が指定する請求期間に、市に対して施設等利用給付の請求を行う。
請求に必要な書類は、請求時期になりましたら市から送付いたします。
→ 提出された請求書や領収書などの内容を審査して、市で給付額を確定させます。
※必要に応じて、利用施設に利用状況の確認をさせていただきます。
- ⑤ 市から施設等利用給付の支払いを受ける。
(保護者の指定する口座に振り込まれます。)

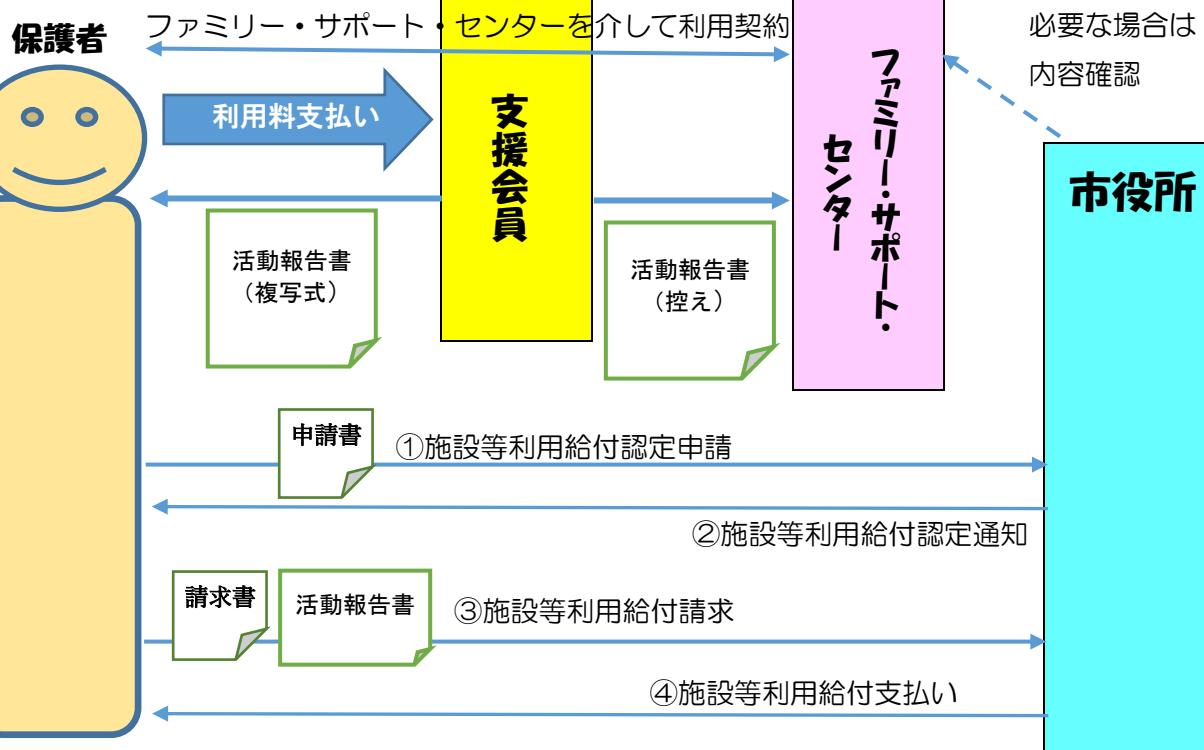
給付の流れイメージ

もらった領収書や各種証明書は
大切に保管しておいてください！



ファミリー・サポート・センターの給付の流れイメージ

必要な場合は
内容確認



これから施設やサービスの利用を始める方は、認定申請のタイミングに
ご注意ください。 申請日より前に遡っての認定は原則致しません。

5 子育てのための施設等利用給付の認定申請の提出について

施設等利用給付を受けるためには、認定申請を行い、市から認定を受ける必要があります。

申請の提出先は、小田原市保育課（市役所本庁舎5階）です。

「子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）」を記入し、保護者分（父母がいる場合父母両方）の保育の必要性を証明する書類（下の表を参照）を添付してください。

また、認可保育所・認定こども園保育部・地域型保育（小規模保育事業など）（以下「認可保育所等」といいます。）の申し込みを現在していない世帯については、「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」を記入し、合わせてご提出ください。

現在、認可保育所等の利用申込中で、「子どものための教育・保育給付」の2号・3号認定を受けている場合は、「みなし認定」により認定申請不要で認定を受けられる場合がありますので、市にお問い合わせください。現在市に届け出ている認可保育所等の利用申込の内容から世帯の状況が変わっている場合には、変更の届出を行っていただくほか、保育を必要とする事由に変更があった場合にはそれを証明する書類を提出していただくようになります。

認定を受けた後に、保育を必要とする事由に変動があった場合や、家庭状況に変更（結婚、離婚、家族構成の変更、住所変更など）があった場合は、すみやかに保育課にご連絡ください。必要な手続きをご案内します。

令和7年度も継続して認定を希望する場合

令和7年3月～4月頃に、現況確認をいたします。

（保育を必要とする事由を証明する書類を含めて再度申請していただきます。）

状況確認により認定が取り消しになることもあります。

※みなし認定を受けている方については、令和6年度4月以降の認可保育所等の申し込みをしない場合、施設等利用給付の申請が改めて必要になります。

保育を必要とする事由ごとの添付書類

※保護者分（父母がいる場合父母両方）を用意する。

保育を必要とする事由	認定期間	提出書類	備考
①就労している場合 <u>（一月15日以上かつ60時間以上の就労が最低基準）</u>	左記の基準で就労している期間。 基準を満たさなくなつた場合や、退職した場合は認定を終了します。	就労証明書 ※ <u>小田原市指定の様式</u>	●就労証明書は、事業主に記入してもらってください。 ●就労証明書は、 <u>証明日から3ヶ月以内</u> のものを提出してください。 ●勤務先が自営業又は事業主が親族（就労者本人を含む）、農業、漁業に従事している場合、自営を証明する書類（営業許可証、開業届等）または収入を証明する書類（確定申告書、源泉徴収票等）が必要です。証明書類がない場合には書類不備扱いとなります。 ●育児休業からの復帰の際に申請する場合には、復帰日の属する月の1日から就労として認定可能です。

②妊娠中や、出産後間もない場合	出産（予定）日を基準として産前産後8週の属する月の期間	母子手帳の写し	●出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。
③病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合	医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間	診断書 または 障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	●診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は診断書の提出は不要です。
④親族の方を常に看護又は介護する必要があり、保育ができない場合	看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間	看護等を必要とする方の診断書 または 障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	●診断書には、「看護等が必要なため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの場合は診断書の提出は不要です。
⑤求職活動をしている場合	3か月間	不要	●期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。就労証明書の発行に時間がかかる場合がありますので、就労が決定したら速やかに就労先に就労証明書の発行を依頼してください。 ●就労証明書は小田原市指定のものを利用して下さい。
⑥就学をしている場合 (職業訓練校などでの職業訓練を含む)	就学している期間 ※卒業した場合や休退学をした場合は認定を終了します。	在学証明書 就学時間の分かる書類	●在学証明書は、各学校の様式のもので提出してください。 ●カリキュラムやシラバスのような就学時間（時間割）の分かる書類を提出してください。
⑦地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合		り災証明書	
⑨その他	その他の理由で認定を申請する場合、保育を必要とする事由の状況に応じて判断いたします。状況により必要な提出書類が異なりますので、小田原市保育課にお問い合わせください。		
○育児休業により引き続き利用する場合	上のお子様について、育児休業期間前から認可外保育施設に在園しており、育児休業期間後も引き続き同じ施設を定期利用（ 月極め利用 ）している場合に「育児休業」の事由として認定します。元の就労条件が一月15日以上かつ60時間以上の就労である場合に限ります。 この場合には、育児休業期間の記載された就労証明書の提出が必要です。		

6 小田原市内で無償化の対象となる認可外保育施設・サービス一覧

(令和5年7月1日時点)

認可外保育施設

※1 従業員向けの施設です。

施設名	所在地
ぎんが邑ママちゃん HOUSE	曾我光海8番地の3
Angel	飯田岡76-4
Nursery May	鴨宮811番地の1 アーバンステージ202号室
小田原市立病院院内保育所 ※1	久野46番地
医療法人小林病院保育室 ※1	栄町一丁目14番18号
山近記念総合病院付属わかば保育園 ※1	小八幡三丁目7番21号
小澤病院ひまわり保育室 ※1	本町一丁目1番17号
ママズスマイル小田原鴨宮店	成田500番地の9
マナマーレ保育園	中町3丁目11番地33号

認可外保育施設（居宅訪問型）

※連絡先は、保育課にお問い合わせください。

事業者名	
キッズライン鈴木	キズナシッター岩瀬

一時預かり事業

施設名	所在地	施設名	所在地
小田原愛児園	浜町一丁目3番8号	西大友保育園	西大友485番地の2
小田原乳児園	浜町一丁目2番15号	西大友保育園分園みらい	西大友470番地の1
国府津保育園	国府津三丁目11番25号	春光保育園	鴨宮444番地
城前寺保育園	曾我谷津592番地	桃重保育園	小八幡四丁目1番13号
城前寺保育園そが分園	曾我岸132番地	保育所モナミ蓮正寺園	蓮正寺103番地の5
横田小児科医院	北ノ窪515-3	サンライズキッズ保育園	曾比1755-1
一時預かり保育室「Pole Pole」			
マナマーレ保育園	中町3丁目11番地33号	ぎんが邑ママちゃん HOUSE	曾我光海8番地の3

病児・病後児保育事業

施設名(病児)	所在地	施設名(病後児)	所在地
病児保育室「JAMBO!」	北ノ窪515番地の3	ほうあんりすのもり	浜町一丁目3番8号
小田原駅前病児保育 ファイン・おだわら	栄町一丁目5番17号 ヘルスケアタワー小田原6階	病後児保育室「らっこ組」	曾我光海20番地の1
マナマーレ保育園	中町3丁目11番地33号		

ファミリー・サポート・センター

施設名	所在地
小田原市ファミリー・サポート・センター	城内二丁目16番地 おほりばたビル1A

※所定の研修を受講した支援会員から受けたサービスが対象です。 ※送迎のみの利用は対象外です。